

市第 158 号議案

横浜市住居表示に関する条例の一部改正

横浜市住居表示に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成22年 2 月 16 日提出

横浜市長 林 文 子

横浜市条例（番号）

横浜市住居表示に関する条例の一部を改正する条例

横浜市住居表示に関する条例（昭和39年 9 月横浜市条例第95号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「基づき、」を「基づき定める事項その他」に改める。

第 6 条を第 8 条とし、第 5 条の次に次の 2 条を加える。

（住居表示台帳等の写しの交付）

第 6 条 何人も、規則で定めるところにより、法第 9 条第 1 項に規定する住居表示台帳（以下「住居表示台帳」という。）並びに第 3 条第 1 項の規定による届出及び同条第 2 項の規定による申出に係る書類（以下「届出書等」という。）の写しの交付を請求することができる。

2 市長は、届出書等の一部に横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年 2 月横浜市条例第 1 号）第 7 条第 2 項に規定する非開示情報が記録されているときは、同条例第 8 条の規定の例により、当該届出書等の写しを交付するものとする。

（手数料）

第 7 条 前条第 1 項の規定により住居表示台帳又は届出書等の写しの交付を請求するものは、当該写しの交付を受けるときまでに、

次に掲げる手数料を納付しなければならない。

- (1) 住居表示台帳の写し 1街区につき 300円
 - (2) 届出書等の写し 1件につき 600円
- 2 既納の手数料は、返還しない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。
- 3 市長は、公益上必要があると認めるとき、又は災害その他特別の理由があると認めるときは、手数料を減免することができる。
- 4 横浜市手数料条例（平成12年3月横浜市条例第32号）第2条第163号の規定にかかわらず、法第9条第2項の規定による住居表示台帳の閲覧に係る手数料は、徴収しない。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成22年7月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の横浜市住居表示に関する条例第7条の規定は、この条例の施行の日以後の請求に係る手数料について適用する。

提 案 理 由

住居表示台帳等の写しの交付の請求の手續並びに写しの交付に係る手数料の額及びその徴収に関し必要な事項を定める等のため、横浜市住居表示に関する条例の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市住居表示に関する条例（抜粋）

（上段 改正案）
（下段 現 行）

（趣旨）

第1条 この条例は、住居表示に関する法律（昭和37年法律第119号。以下「法」という。）第4条及び第8条第2項の規定に基づ
き定める事項その他住居表示に関して必要な事項を定めるものとする。

（住居表示台帳等の写しの交付）

第6条 何人も、規則で定めるところにより、法第9条第1項に規定する住居表示台帳（以下「住居表示台帳」という。）並びに第3条第1項の規定による届出及び同条第2項の規定による申出に係る書類（以下「届出書等」という。）の写しの交付を請求することができる。

2 市長は、届出書等の一部に横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号）第7条第2項に規定する非開示情報が記録されているときは、同条例第8条の規定の例により、当該届出書等の写しを交付するものとする。

（手数料）

第7条 前条第1項の規定により住居表示台帳又は届出書等の写しの交付を請求するものは、当該写しの交付を受けるときまでに、次に掲げる手数料を納付しなければならない。

(1) 住居表示台帳の写し 1街区につき 300円

(2) 届出書等の写し 1件につき 600円

2 既納の手数は、返還しない。ただし、市長がやむを得ない理

由があると認めるときは、この限りでない。

3 市長は、公益上必要があると認めるとき、又は災害その他特別の理由があると認めるときは、手数料を減免することができる。

4 横浜市手数料条例（平成12年3月横浜市条例第32号）第2条第163号の規定にかかわらず、法第9条第2項の規定による住居表示台帳の閲覧に係る手数料は、徴収しない。

（委任）

第8条 （本文省略）
第6条